

令和5年3月3日

事業主及びご担当者様

東京都家具健康保険組合

マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

平素より、当健康保険組合の事業運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、すでに報道等によりご承知のことと思いますが、政府は、令和6年秋に現在の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに健康保険証機能を一体化する方針を打ち出しております。

厚生労働省は、その目的及びメリットについて、加入者には、過去の薬剤処方情報や診療情報を参照したより良い医療の提供等が可能となるとともに、限度額適用認定証の交付手続きが必要なくなる等のメリットが、また、事業主等にとっても健康保険証の配付・回収といった事務負担やコストの軽減につながるとしています。

現在、健康保険証機能を備えたマイナンバーカードの使用環境の整備が進められており、令和5年4月からは、保険医療機関及び薬局におけるオンライン資格確認の導入が原則義務化されるなど外的な環境は整いつつあります。

一方、当組合にあっては、加入者の皆様がマイナンバーカードで保険診療を受けられる状態にするために、事業所から提出される被保険者資格取得届等について、迅速かつ的確に処理し、被保険者情報等とマイナンバーの紐づけ（連携）を行っているところ です。

※被保険者情報等とマイナンバーの紐づけ（連携）が行われていない場合は、保険医療機関等で資格確認ができず、加入者の皆様が保険診療を受けられなくなる可能性があります。

つきましては、事業主様にあつては、従業員の採用または被扶養者の追加が必要となった場合には、「被保険者資格取得届」または「被扶養者異動届」を速やかに提出いただくようお願いいたします。

また、「被保険者資格取得届」及び「被扶養者異動届（追加分）」には、「個人番号」欄に必ず個人番号（マイナンバー）を記載して届出を行うようお願いいたします。

【健康保険法施行規則】

被保険者資格取得届及びご家族の増加による被扶養者異動届を届出する加入手続きは、当該事実があった日から5日以内に「個人番号（マイナンバー）」を記載し届出することとされています。